

I 各市提出議題

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会)				
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他 ()	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 建設		
要望先	■ 国 担当省庁 総務省				
	□ 県 担当部局				
	□ その他 名称				
件名	1 緊急防災・減災事業債の拡充について				
提案市	須坂市				
提案要旨	第三セクターが設置・運営する施設を、地方公共団体が「福祉避難所」に指定することを目的に、第三セクターが行う施設整備に対して地方公共団体が助成する経費に対して、緊急防災・減災事業債の充当が可能となるよう要望する。				
提案理由	<p>災害対策基本法施行令第 20 条の 6 第 5 項に規定される「福祉避難所」の設置は喫緊の課題であるが、適当な施設がなく、指定するのが困難な状況である。</p> <p>福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成 28 年 4 月内閣府(防災担当))では、福祉避難所の指定のポイントの一つとして、「量的に不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等と協定を締結し借り上げるなど対応する」としている。</p> <p>そこで、市が二分の一以上を出資する第三セクターが設置・運営する宿泊施設を「福祉避難所」として活用することとし、避難者の安全性等を確保するため第三セクターが施設整備を行い、その経費に対して市が助成する場合に、緊急防災・減災事業債の充当を認めていただきたい。</p>				
現況及び課題等	市が株式の二分の一以上を出資している第三セクターで、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により、長の議会に対する毎年度の経営状況の提出義務がある法人であっても、株式会社であるため、その設置・運営施設が公共施設として認められず、適債事業とならない。				
関係法令	地方財政法				